

条 例

埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第一号

埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第四百条第四項第二号」を「第四百条第七項第二号」に改める。

- 一 埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例（平成十九年埼玉県条例第六号）第二条第二項
- 二 職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第二条第二項第二号
- 三 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号）第四条第二号

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。